

第 6 章

資 料 編

真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会設置要領

（目的）

第1条 真岡市障害者計画及び障害福祉計画の策定にあたり、市民参加のもと幅広く意見を聴くため真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 懇談会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者関係団体等の代表
- (3) 福祉施設等の代表
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 公募により選出されたもの

（座長）

第3条 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会を主宰する。

（会議）

第4条 懇談会は、必要の都度市長が招集し、座長がその議長となる。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用し、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会委員名簿

区分	所 属	氏 名	役 職
1号	学識経験者	柳 田 正 男	真岡市民生委員児童委員協議会 副会長
2号	障がい者関係団体 等の代表	大 塚 宏	真岡市身体障害者福祉会 会長
2号	障がい者関係団体 等の代表	佐 護 操	真岡市知的障がい者育成会 会長
2号	障がい者関係団体 等の代表	飯 野 ス ミ	真岡市精神障害者家族会 会長
3号	福祉施設等の代表	直 井 英 二	社会福祉法人飛山の里福祉会 理事
3号	福祉施設等の代表	和 田 洋	社会福祉法人こぶしの会 セルプみらい 所長
4号	保健・医療関係者	横 田 徳 継	芳賀郡市医師会真岡支部 支部長
4号	保健・医療関係者	熱 田 政 子	栃木県看護協会県東地区支部 幹事
5号	公募委員	村 上 八 郎	
5号	公募委員	篠 原 美知江	

真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 真岡市における障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定にあたり、基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) 障害者への障害福祉サービスの必要量の見込み、確保策、事業者間の連携策等、市が講じる措置その他障害者計画及び障害福祉計画に盛り込む事項に関すること。
- (3) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じ、議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所掌事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。

3 部会長には福祉課長、部会員には別表第2に掲げる課にあって協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

この訓令は、平成21年3月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長 市民生活部長 産業環境部長 建設部長 教育次長 企画課長 安全安心課長 国保年金課長 健康増進課長 児童家庭課長 介護保険課長 福祉課長 建設課長 商工観光課長 学校教育課長 生涯学習課長 社会福祉協議会事務局長
--

別表第2（第5条関係）

企画課 安全安心課 国保年金課 健康増進課 児童家庭課 介護保険課 福祉課 建設課 商工観光課 学校教育課 生涯学習課 社会福祉協議会事務局

真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会策定経過

日 時	内 容
平成27年 1月20日	第1回真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定懇談会 ①真岡市障害者計画及び真岡市障害福祉計画について ②真岡市障害者計画の全体構想について ③真岡市障害者計画の各項目ごとの内容について ④真岡市障害福祉計画の全体構想について ⑤真岡市障害福祉計画の各項目ごとの内容について

真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会策定経過

日 時	内 容
平成27年 1月 8日	第1回真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 ①真岡市障害者計画及び真岡市障害福祉計画について ②真岡市障害者計画の全体構想について ③真岡市障害者計画の各項目ごとの内容について ④真岡市障害福祉計画の全体構想について ⑤真岡市障害福祉計画の各項目ごとの内容について
平成27年 1月30日	第2回真岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会 ①前回の策定委員会からの変更点について

用語解説

【あ行】

アスペルガー症候群	発達障害の一種で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が狭く限られ、固定されがちになることを特徴としている。
NPO	Non Profit Organization の略。市民の行う自由な社会貢献活動を目的とする団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体を特定非営利活動法人(いわゆるNPO)という。

【か行】

学習障がい（LD）	Learning Disabilities 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。
完全参加と平等	昭和56年の国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」は、障がいのある人もない人も、同じ地域社会の中で平等に生活でき、市民生活に参加できること。障がい者であるが故に社会から疎外されがちな人々が、みんなと同じように社会の一員として生活し、幸福になることを願って作られた。
機能訓練	麻痺や拘縮などの障がいにより損なわれた身体機能を維持・改善するための訓練。
共生社会	国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会という考え方。障がいのある人も社会の対等な構成員として人格を尊重され、自らの選択と決定のもとに社会活動に参加するとともに、社会の一員としての責任を分担することが必要とされている。
苦情解決制度	福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの改善を図るための制度。
ケアマネジメント	援助を必要とする対象者の社会生活上でのニーズを充足させるために、適切な社会資源、サービスを結びつける手続のこと。
ケアプラン	障がい者などの個々の状況に応じた処遇計画のこと。その個人の問題点を把握したうえで、どのようなケアをどの程度、どのような形で提供するかを計画する。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
コーディネーター	障害者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の保健・医療・福祉の関係者、施設、その他の関係団体との調整を通じ、適切なサービスが利用できるよう調整する業務に携わるもの。

高機能自閉症	高機能自閉症という概念がはっきり定義されているわけではないが、自閉症のうち、知的障がいを伴わないものとされている。一般的にはアスペルガー症候群と同じものとされている。
広汎性発達障害	自閉症やアスペルガー症候群など自閉症に近い特徴をもつ発達障害の総称
高齢化率	総人口に対する65歳以上の高齢者の割合。
心のバリアフリー	誰もが住みやすい社会を作るために、偏見や固定観念など我々の心の中に潜む見えない壁を取り除き、能力・学歴・地位・年齢・性別によって差別されない社会を実現すること。
法定雇用率	一定数以上規模の企業等が、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を雇用しなければならない一定の割合。官公庁は2.3%以上、常用労働者数50人以上の民間企業は2.0%以上となっている。
国際障害者年	国際連合（国連）は、1975年に「障害者の権利宣言」を行い、さらに1981年を「国際障害者年」とするとともに、1983年から1992年を「国際障害者の十年」として、障がいを持つ人の立場からみた地域社会のあり方を問い、人類共通の課題として立ち向かわなくてはならないことを明確にしたうえで、障がいの予防とリハビリテーションの充実、及び社会参加の機会均等を推進する行動計画を策定した。わが国の環境整備は、これを機に大きく発展した。

【さ行】

作業療法士（OT）	厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示の下に作業療法を業とするもの。作業療法とは、身体または精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会適応能力の回復を図るため、手芸・工芸その他の作業を行わせること。
支援費制度	障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がい者が自らサービスを選択し、契約によるサービスを利用する制度。
自閉症	生まれつき脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような3つの領域すべてにおいて一定の基準以上の障がいがある人が自閉症と診断される。①対人関係が薄く社会性の発達が悪い②言葉をはじめとするコミュニケーションがうまくとれない③行動、興味が限られていたり、強いこだわりをもつ。
障害者基本法	平成5年に制定された、障がい者の施策や理念などに関する法律。障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的としたもの。

障害者総合支援法	福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直し等、サービス供給体制のさらなる計画的整備を図るため、平成25年4月から施行された「地域自立支援法」の一部を改正し、「障害者総合支援法（通称）」と名称を変更する内容を含む、「地域社会における共生社会の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」。
障害者週間	国際障害者年を記念し、障がい者問題について、広く人びとの理解と認識を深め、障がい者の福祉の増進を図るために「障害者の日」が設けられた。また、平成7年度から毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」とし、平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者の日」は「障害者週間」へと拡大され、これまで障害者施策推進本部決定で設定されていた「障害者週間」も法律に基づくものとなった。
身体障害者相談員	身体障害者福祉法第12条の3の規定に基づき、身体障がい者の福祉増進を図るため、身体障がい者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う者として栃木県から委託を受けた民間の協力者。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき交付され、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として栃木県知事が交付する。
職場適応援助者（ジョブコーチ）	知的障がい者、精神障がい者等の職場での適応を容易にするために、障がい者のいる職場に派遣され援助する人。実際の職場の状況に応じて、職務を円滑に遂行するために必要な技能に関する指導や職場における支援対象者の特性に関する理解の促進に係る援助などを行う。
地域自立支援協議会	市町村において設置し、市町村における障がい者の地域相談支援体制の整備についての検討・調整、新たな障がい（発達障がい等）の相談支援体制の整備方針の協議、地域生活支援事業の検証、社会資源の開発を含めたネットワークの構築等の役割を持つ。構成メンバーは相談支援事業者、障害者福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、学識経験者等から地域の実情に応じて選定される。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定して栃木県知事が交付する。交付を受けた者に対しては、各種の支援策が講じられ、精神障がい者の社会復帰や自立の促進が図られている。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
全人間的復権	「リハビリ」とは機能回復のための「訓練」ではなく、人間が人間にふさわしくない状態に陥ったときにそれを再びふさわしい状態にもどすことがリハビリテーションであり、その人たちが立ち直り「再び人間らしく生きる」こと、即ち「全人間的復権」こそがリハビリテーションである。

【た行】

第三者評価制度	サービス等の事業内容を外部の第三者機関が評価する制度。利用者が事業者を選び判断材料を提供するとともに、事業者が評価されることでサービスの向上を目指す目的を持つ。
知的障がい	先天性または出産時ないし出生後早期に、脳髄に何らかの障がいをうけているため、知能が未発達の状態にとどまり、そのため精神活動が劣弱で、学習、社会生活への適応が著しく困難な状態とされ、行政施策上は知能指数（IQ）75以下のものを指すとされている。
知的障害者相談員	知的障害者福祉法第15条の2の規定に基づく、知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者またはその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行う者として栃木県から委託を受けた民間の協力者。
注意欠陥・多動性障害（ADHD）	落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴がある。
統合失調症	うつ状態や人格障がいなどの状態が短期間にまとめて発生する状態。かつては「分裂病」とも呼ばれた。
栃木県ひとにやさしいまちづくり条例	栃木県福祉のまちづくり指針に基づき、平成11年10月公布。病院や劇場、集会場などの建築物や公園、道路、公共交通機関の施設等不特定多数の方が利用する公共的施設のバリアフリー化をすすめるための施設整備基準を設けている。
とちぎ権利擁護センター（あすてらす）	高齢者や障がい者の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるように、生活や福祉サービスなどに関する様々な相談に対応し、支援を行う機関

【な行】

難病	一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化するが、現在の特定疾患（難病）の定義が確立したのは、昭和47年の「難病対策要綱」による。今後、特定疾患の対象が、指定難病（現：一般特定疾患）と小児慢性特定疾病（現：小児慢性特定疾患）となり、指定難病は、現在の56疾患から、平成27年1月から110疾患となり、平成27年度7月中に300疾患となる予定で、小児慢性特定疾患は、現在の514疾患から、平成27年1月から705疾患となる予定。
ノーマライゼーション	障がい者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること。さらに、障がいのある人もない人も共に生きる社会が本来であり、そのような社会づくりを目指すという考え方。

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいで、通常低年齢において発現する。
-------	--

パブリックコメント	行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のこと。
バリアフリー	自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、街の中や施設・住宅・人の心から取り除き、だれもが近づきやすく利用しやすいものにする。
バリアフリー新法	ハートビル法と交通バリアフリー法を統合した「新バリアフリー法」とは、高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくりを進めるため、駅などを対象とする交通バリアフリー法と、建物を対象とするハートビル法を統合して拡充させたもの。正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」という。
福祉タクシー券	電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な、重度の心身障がい者の交通の便を確保し、社会参加の促進を図ることを目的としている。あらかじめ交付された利用券をタクシー料金の一部にあてることができる制度。

【や行】

要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であり、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。
------	--

【ら行】

ライフステージ	個人や家庭でのさまざまな生活実態や状況及び生活程度、個人の発達段階のこと。
理学療法・理学療法士（PT）	身体に障がいのある人に対して、治療体操・電気刺激・マッサージ・温熱等を手段として、身体機能の回復を図るための援助を行うことを目的としたリハビリテーション医療、及びそれに従事する専門職。
リハビリテーション	単なる機能障がいの改善だけでなく、障がい者が人間として尊厳を回復し、住み慣れた地域で家族や人々と触れ合いながら、生きがいをもって生活することを目的に、ノーマライゼーションを目指す理念と援助の体系。 リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがあるため、障がい者の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が重要である。
療育手帳	知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障がいのある人に対し、知的障がい者であることの証票として栃木県知事が交付する。